

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年1月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500485 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500086 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 1 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については 36 万円から 44 万円、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については 36 万円から 50 万円、同年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額については 41 万円から 50 万円、同年 12 月から平成 31 年 2 月までの標準報酬月額については 41 万円から 59 万円、同年 3 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については 41 万円から 62 万円、同年 9 月から令和 2 年 12 月までの標準報酬月額については 56 万円から 62 万円、令和 3 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 56 万円から 65 万円とする。

平成 29 年 1 月から令和 3 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 1 月から令和 3 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 2 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 65 万円とする。

令和 2 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間②から⑥までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間②から⑥までの賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号　：
生年月日　： 昭和 41 年生
住所　　：

2 請求内容の要旨

- 請求期間　： ① 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日まで
　　　　　　② 平成 30 年 6 月 7 日
　　　　　　③ 平成 30 年 12 月 11 日
　　　　　　④ 令和元年 6 月 13 日
　　　　　　⑤ 令和元年 12 月 5 日
　　　　　　⑥ 令和 2 年 6 月 11 日

請求期間①に係る標準報酬月額は、A 社から実際に支払われた給与より低く記録されており、また、同社から支払われた請求期間②から⑥までの賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の本来の報酬月額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額又は報酬月額から、平成 29 年 1 月から平成 30 年 4 月までは 44 万円、同年 5 月から同年 11 月までは 50 万円、同年 12 月から平成 31 年 2 月までは 59 万円、同年 3 月から令和 2 年 12 月までは 62 万円、令和 3 年 1 月から同年 8 月までは 65 万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 1 月から令和 3 年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求者の令和2年9月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、65万円とする必要がある。

なお、令和2年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する必要である。

3 請求期間②から⑥までについて、請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は、当該期間にA社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
②	平成 30 年 6 月 7 日	60 万円	60 万円	60 万円
③	平成 30 年 12 月 11 日	60 万円	60 万円	60 万円
④	令和元年 6 月 13 日	50 万円	50 万円	50 万円
⑤	令和元年 12 月 5 日	60 万円	60 万円	60 万円
⑥	令和 2 年 6 月 11 日	50 万円	50 万円	50 万円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500521 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500084 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月11日の標準賞与額を12万円、令和3年7月12日及び同年12月10日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

令和2年12月11日、令和3年7月12日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月11日、令和3年7月12日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年12月11日
② 令和3年7月12日
③ 令和3年12月10日

A社から支払われた請求期間①、②及び③の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された給料支払明細書及び預金通帳（以下「明細書等」という。）により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は12万円、請求期間②及び③

は16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年4月24日及び同年10月30日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500524 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500085 号

第1 結論

請求者のA社における昭和 64 年 1 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 64 年 1 月から平成 2 年 6 月までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 24 万円、同年 7 月から平成 3 年 9 月までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 28 万円、同年 10 月から平成 5 年 7 月までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 30 万円、同年 8 月から平成 8 年 9 月までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 34 万円、同年 10 月から平成 9 年 3 月までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 36 万円とする。

昭和 64 年 1 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低い金額で記録されている。預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和 64 年 1 月から平成 2 年 6 月までは 24 万円、同年 7 月から平成 3 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から平成 5 年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から平成 8 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から平成 9 年 3 月までは 36 万円と記録されていたところ、同年 3 月 6 日付けで、平成元年 10 月、平成 2 年 10 月、平成 3 年 10 月、平成 4 年 10 月、平成 6 年 10 月、平成 7 年 10 月及び平成 8 年 10 月の定時決定の記録並びに平成 2 年 7 月及び平成 5 年 8 月の随時改定の記録を取り消し、昭和 64 年 1 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円とする標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の複数の厚生年金保険被保険者についても、請求者と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）により、請求期間のうち、厚生年金基金に加入した平成2年10月1日から平成9年4月1日までの期間に係る標準給与額は、遡及して減額訂正処理が行われる前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社の元総務部長は、請求期間当時、同社は経営不振であり、厚生年金保険料の納付に苦慮していたところ、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を遡って減額訂正する提案があり、事業主と相談の上、複数の者を対象に当該訂正を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成9年3月6日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について昭和64年1月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和64年1月から平成2年6月までは24万円、同年7月から平成3年9月までは28万円、同年10月から平成5年7月までは30万円、同年8月から平成8年9月までは34万円、同年10月から平成9年3月までは36万円に訂正することが必要である。